

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
人材確保事業	中小企業者が人材確保を図るため、ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき	事業費の100分の50以内 30万円限度
	中小企業者が市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき	事業費の100分の50以内 30万円限度

新居浜市中小企業振興条例

（人材確保事業に対する補助）

第13条の2 市長は、中小企業者が人材確保を図るため、ウェブサイト（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を利用する方法により求人を行ったとき、又は市外で開催される合同企業説明会等（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）に出展したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- （1）ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき 30万円
- （2）市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき 30万円

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（人材確保事業の範囲等）

第13条 条例第13条の2第1項に規定する市長が別に定めるウェブサイトとは、民間企業が主に学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業予定者（以下「大卒予定者等」という。）を対象とした就職活動全般の支援及び企業の採用活動支援等のサービスを提供するウェブサイトをいう。

2 条例第13条の2第1項に規定する市長が別に定める合同企業説明会等とは、大卒予定者等又は市内への就職を希望する者を対象に開催されるもので、市が主催し、又は共催するものを除く。

3 条例第13条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、次に掲げるものとする。

- （1）第1項に規定するウェブサイトを利用して求人を行うための当該ウェブサイトの利用に係る費用
- （2）前項に規定する合同企業説明会等の出展に当たり要した費用のうち、出展小間料

補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者（別表第1に定めるとおり）
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・ 市税の滞納がないこと（法人、代表者）

申請の時期

- ・ 就職情報サイトへの費用支払後
- ・ 合同企業説明会開催後もしくは費用支払後

提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（写）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・ 契約書（申込書）又は見積書
- ・ 請求書及び領収書等支払いの明細が確認できるもの（写）
- ・ 合同企業説明会の概要がわかるもの、就職情報サイトの掲載ページの写し

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※サイト運営会社より返金があった場合は、補助対象経費より控除する。

■対象となる就職情報サイトとは？

リクナビ、マイナビ、キャリアス就活、朝日学情ナビ(あさがくナビ)、マイナビ転職、リクナビNEXT、Indeed、エン転職、OfferBox、キミスカ、dodaキャンパスなど
※第二新卒や転職希望者、高齢者、障がい者、女性などの多様な求職者を閲覧対象とするウェブサイトも補助対象になります。

■合同企業説明会については、対面・WEB方式のいずれも対象となります。

※正社員の求人が対象

※成功報酬は対象外